Ⅰ 調 査 の 概 要

1 目 的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の対象・範囲

(1) 学校教育法第1条の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び幼稚園
(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条の幼保連携型認定こども園
(3) 学校教育法第124条の専修学校
(4) 学校教育法第134条第1項の各種学校
(5) 学校教育法第18条に規定する就学の猶予又は免除を受けた学齢児童及び学齢生徒

3 調査事項及び期日

種　　類	期　　日	事　　項
学校調査	平成 28 年5月1日現在	学校数、学級数、児童・生徒数、教員数、職員数、入学者数及び卒業者数
学校通信教育調査	平成 28 年5月1日現在	履修者数、教員数、職員数、入学者数、及び退学者数
不就学学齢児童生徒調査	平成 28 年5月1日現在	学齢児童生徒の就学免除者数、就学猶予者、1年以上居所不明者数及び死亡者数
学校施設調査	平成 28 年5月1日現在	用途別土地面積及び構造別用途別建物面積
卒業後の状況調査	平成28年3月卒業者について5月1日現在	状況別卒業者数、産業別及び職業別就職者数

4 調 査 系 統

文部科学大臣 ―― 県知事 ――
- 高等学校の長･･･学校調査、学校通信教育調査、卒業後の状況調査
- 県立特別支援学校の長･･･学校調査、卒業後の状況調査
- 県立専修学校・各種学校の長･･･学校調査、学校施設調査
- 私立高等学校の設置者･･･学校施設調査

市町村長 ――
- 中学校、市町村立特別支援学校の長･･･学校調査、卒業後の状況調査
- 小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園の長･･･ 学校調査
- 私立専修学校・各種学校の長･･･学校調査
- 市町村教育委員会･･･不就学学齢児童生徒調査
- 幼保連携型認定こども園の長、私立学校の設置者･･･学校施設調査

※国立学校については、国において調査を実施。

5 利用上の注意及び用語の説明

(1) 比率の算定に当たっては、小数第2位を四捨五入した。このため、内訳の合計が 100.0%にならないものがある。
(2) 教員の本務・兼務の区別は、原則として辞令面による。辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とする。（2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とする。）
(3) 「特別支援学級」とは、学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童生徒で編制されている学級をいう。学級の種類は、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」の7種類とする。
(4) 「定時制」の高等学校とは、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う高等学校をいう。
(5) 「併置」の高等学校とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している高等学校をいう。
(6) 高等学校の卒業者は、全日制と定時制を合わせたものである。
(7) 「進学者」(大学等、高等学校等及び専修学校（高等課程・専門課程）に入学した者)には、進学した者及び就職進学者を含めた。就職進学者とは、進学または入学している者のうち就職している者をいう。
(8) 「就職者」には、自家自営業に就いた者は含めたが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は含まない。
(9) 「入学志願者数」は、上級学校へ入学願書を提出した者の実数とする。同一人が2校以上に入学志願して、そのうち幾つかの学校に合格した場合は、実際に進学した方に計上し、いずれの学校にも不合格の場合は、第一志望の方に計上する。
(10) 表中の「－」は計数がない場合、「0.0」は計数が単位未満の場合、「･･･」は調査対象とならなかった場合を示す。